

議 会

平成18年第2回定例会が、6月22日～23日、2日間の会期で開催されました。

審議されたのは、平成18年度各会計補正予算など議案13件、承認2件、報告4件、意見書案1件で、いずれも原案どおり可決、承認されました。その主な内容についてお知らせします。

議 案

18年度一般会計予算 56億4,896万円に

18年度厚真町一般会計予算は、歳入、歳出それぞれ、1億106万1千円が追加され、総額で56億4,896万円になりました。追加補正された主なものは、次のとおりです。

【追加】

- ・定住化促進対策事業 115万円
- ・児童手当支給事業 565万円
- ・食の安全・安心確保事業 453万5千円
- ・道営ほ場整備事業（厚南第1地区、厚南第2地区） 6,317万5千円
- ・埋蔵文化財発掘事業 1,603万円

厚真町国民保護協議会条例などを制定

平成16年9月に「武力攻撃事態

等における国民の保護のための措置に関する法律」が施行されました。

法律の規定に基づき、本町のとるべき国民の保護のための措置について、広く住民の意見を求めるために、厚真町国民保護協議会条例が制定されました。

また、武力攻撃事態などに至った場合に、法律で設置が義務づけられている対策本部の組織体制を定めるために、厚真町国民保護対策本部及び厚真町緊急対処事態対策本部条例が制定されました。

東胆振3町障害程度区分認定審査会共同設置規約を制定

平成17年11月に障害者自立支援法が制定され、本年4月から施行されています。この法律では、市町村に障害程度の審査判定業務を行う市町村審査会の設置が義務づけられています。

しかし、本町単独で審査会を設置することは、審査委員の人材確保や審査件数、経費負担、審査の均衡性などから介護保険認定審査会と同様に、地方自治法に基づく

《審議された内容》

番号	件名
承認1	専決処分（平成17年度厚真町一般会計補正予算《第15号》）
2	専決処分（平成18年度厚真町老人保健特別会計補正予算《第1号》）
議案1	厚真町国民保護協議会条例の制定
2	国民保護対策本部及び厚真町緊急対処事態対策本部条例の制定
3	東胆振3町障害程度区分認定審査会共同設置規約の制定
4	厚真町母子健康センター条例の廃止
5	厚真町非常勤公職者の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正
6	北海道市町村総合事務組合規約の一部変更
7	北海道新町富里線道路改良工事（橋梁工）請負契約の締結
8	平成18年度厚真町一般会計補正予算（第2号）
9	介護保険事業特別会計補正予算（保険事業勘定補正予算《第1号》、介護サービス事業勘定補正予算《第1号》）
10	公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
11	厚真町介護保険条例の一部改正
12	厚真町土地開発公社の業務等の報告
13	情報公開条例及び厚真町個人情報保護条例の運用状況の報告
報告1	所管事務調査報告（各常任委員会）
2	現金出納例月検査の結果報告
3	北海道厚真高等学校の存続を求める意見書
4	意見書案1

機関を共同設置して運営管理することが最も適切と判断しました。審査会」を共同設置する規約が制定されました。

以上のことから、東胆振の安平町、むかわ町、厚真町の3町による「東胆振3町障害程度区分認定

厚真町母子健康センター条例を廃止

厚真町母子健康センターは、昭和48年に設置され、昭和63年度までは助産施設を併設した施設として、その機能を果たしてきました。

施設の老朽化とともに、平成16年4月に母子健康センターの機能を併せ持つ「総合ケアセンターゆくり」が完成したことから、当条例が廃止されました。

町道新町富里線道路改良工事(橋梁工)の工事契約締結

6月14日、次の工事の指名競争入札を行い、次の業者と契約することが決まりました。

■町道新町富里線道路改良工事(橋梁工)

- ・契約金額 4,935万円
- ・契約の相手方 丸博野沢・今多経常建設共同企業体〔代表者・株丸博野沢組(厚真町) 構成員・株今多建設(厚真町)〕

報告

17年度の 情報公開請求件数は1件

平成14年4月1日に施行した厚真町情報公開条例と厚真町個人情報

保護条例の平成17年度分の運用状況が報告されました。

■厚真町情報公開条例の運用状況

- ・公文書の公開請求件数 1件
- ・不服申立て件数 0件

■厚真町個人情報保護条例の運用状況

- ・個人情報の開示請求件数 0件
- ・個人情報の訂正等請求件数 0件
- ・個人情報の取扱いの是正の申出件数 0件

各常任委員会から 調査事項など報告

■総務文教常任委員会(古川歳雄委員長)

開催日 4月18日

(事務調査)

- ①定住化促進について
- ②特別支援教育について
- ③新たな高校教育に関する指針(素案)について

■産業建設常任委員会(海沼裕作委員長)

開催日 4月24日

(現地調査)

- ①平成16年度町有林伐採跡地
- ②町営宇隆牧場
- (事務調査)
- ①町営宇隆牧場整備事業について
- ②中山間地域等直接支払推進事業について
- ③第5次農業振興計画の年次検証について

- ④農地・水・環境保全向上対策について
- ⑤統合簡易水道事業について

意見書案

厚真高校存続を求める 意見書を採択

古川議員が提出者、米田、井上、筒井、沢口、松平議員が賛成者となつて提出された、「北海道厚真高等学校の存続を求める意見書」が採択され、北海道知事、北海道教育委員会委員長に提出されました。

【意見書は下記のとおり】



▶厚真高校の登校風景

北海道厚真高等学校の存続を求める意見書

北海道厚真高等学校は、昭和28年4月に村立の定時制第2種高等学校として開校し、昭和52年には全日制課程が充足、昭和58年に校舎を移転新築し、昭和59年に厚真町から北海道に移管され現在に至っております。

以来、今日まで53年有余の歴史を積み重ねる中、1800名を超える有為な人材を社会に送り出しております。

創立当時から地域とともに歩んできた厚真高校は「よき市民、よき社会人を育てる」ことを教育目標として掲げ、学力の向上はもとより、地域の特徴を生かした職場体験学習、ボランティア活動、各種行事への参加、学校開放講座など、さまざまな活動に積極的に取り組み、地域と密着した特色ある学校づくりを進めており、町民からの信頼も厚く期待も高まっております。

厚真町としても、これらの活動を高く評価し、町の活性化やまちづくりのためにはなくてはならない存在として位置づけ、通学費の補助や海外派遣に対する助成など、教育活動のより一層の充実が図られるよう支援を行っているところであります。

こうした中、北海道教育委員会では、平成18年2月に「新たな『高校教育に関する指針』(素案)」を北海道議会文教委員会に示し、その後「意見を聞く会」等における意見を参考に同指針(案)を取りまとめ、6月19日に公表さ

れました。

この案によりますと、高校配置の基本的な考え方は、全日制課程では1学年4学級から8学級を望ましい学校規模とし、第1学年3学級以下は、原則として、再編整備の対象にするとされています。

今日、さまざまな場面で都市部と郡部との格差が問題となっている中、この案に沿った再編整備が実施され、仮に厚真高校がなくなるということになれば、公共交通事情の十分でない本町においては、遠隔地通学による時間的・経済的負担が子どもたちや保護者に大きいのしかかり、教育の場においてもその格差が一段と広がる懸念があります。

また、進学の間を求め若い世代が都市部へ流出し、過疎化に一層の拍車がかかり、まちづくりや地域経済にも大きな影響をもたらすなど、本町にとって容認することのできない大きな問題となります。

よって北海道厚真高等学校の今後の在り方については、画一的な基準によることなく、公立高校の存在意義、高校教育の個性化・多様化に向けた学校づくりや地域性を十分考慮された上、引き続き道立高校として存続するよう強く要望するものであります。